

2020年9月16日 国際大学GLOCOM公開コロキウム
『著作権法50周年に諸外国の改正動向を考える ～デジタルアーカイブ、拡大集中許諾制度、孤児著作物対策～』

欧州デジタル単一市場著作権指令と デジタルアーカイブの推進：2003-2019

生貝直人 博士（社会情報学）

東洋大学経済学部総合政策学科准教授

東京大学大学院情報学環客員准教授/東京芸術大学特別研究員

本題：デジタル単一市場における著作権指令 (2019/790/EU、以下DSM著作権指令)

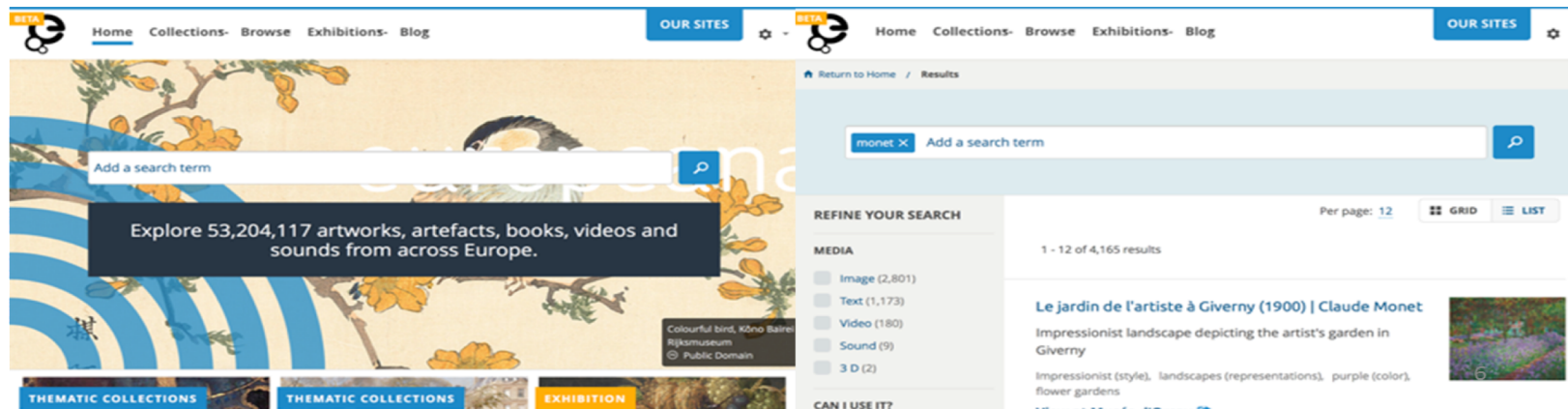
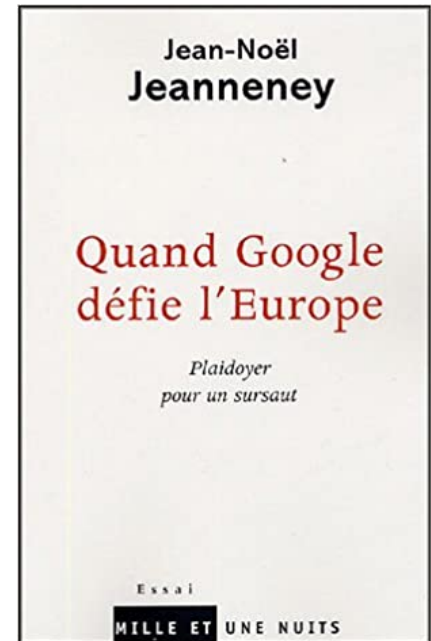
- 2019年4月成立、国内法化期限2021年6月
- いわゆるリンク税条項（15条）やフィルタリング条項（17条）が広く議論を呼んだが、教育やTDM、アーカイブ保存に関する権利制限（3-7条）等も含まれる
- 第3章第1節「アウト・オブ・コマース著作物とその他の保護対象物の利用」では、加盟国に対し、文化遺産機関（公衆がアクセス可能な図書館、ミュージアム、文書館、フィルム・オーディオ遺産機関）が、所蔵するアウト・オブ・コマース著作物を非営利目的でオンライン利用可能とするための拡大集中許諾制度と、それが機能しない分野での権利制限規定の導入を義務付ける
 - この他14条では、パブリックドメインの視覚芸術作品が複製された後もパブリックドメインであることを確保する規定も導入

本題の前に：DSM著作権指令のアウト・オブ・コマース条項に至る若干のタイムライン

- 2003年：グーグルの大規模書籍電子化計画発表
- 2005年：EU加盟6カ国首脳書簡と欧州委員会「i2010: デジタル図書館」
- 2008年：ヨーロッパナ公開
- 2010年：欧州デジタルアジェンダでアウト・オブ・コマース関連施策に言及
- 2011年9月：「アウト・オブ・コマース著作物のデジタル化と利用可能化の鍵原則に関する覚書(MoU)」
- 2011年10月：「欧州文化遺産の電子化と公開、保存に関する欧州委員会勧告(2011/711/EU)」
- 2012年10月：孤児著作物指令成立（国内法化期限2014年10月）
- 2019年4月：DSM著作権指令成立（国内法化期限2021年6月）

EUデジタルアーカイブ政策の若干の背景

- 2003年：グーグルの大規模書籍電子化構想（Google Print）発表
- 2005年：フランス・ドイツ等EU加盟国6カ国首脳からの欧州仮想図書館設立を求める書簡、欧州委員会「i2010: デジタル図書館」コミュニケーション採択
 - 当時フランス国立図書館長ジャン・ノエル・ジャンヌネー “Quand Google défie l’Europe : plaidoyer pour un sursaut” 刊行（邦訳：佐々木勉『Googleとの闘いー文化の多様性を守るために』岩波書店、2007年）
- 2008年：欧州デジタルアーカイブのプラットフォーム「ヨーロッパナ（Europeana）」の公開



EUデジタルアーカイブ政策の基本文書：2011年10月(2011/711/EU) 「欧州文化遺産の電子化と公開、保存に関する欧州委員会勧告」

- 1. デジタル化：組織と資金拠出
 - デジタル化の計画策定とモニタリング
 - 官民協働
 - デジタル化を共同資金拠出するEU構造ファンドの利用
 - 規模の経済を実現するデジタル化能力の最適利用
- 2. デジタル化とオンラインアクセシビリティ：パブリックドメイン作品
 - デジタル化後のパブリックドメイン状態の保持
 - デジタル化されたパブリックドメイン資料へのアクセスと利用
 - デジタル化されたパブリックドメインの障壁なきユーザビリティ
- 3. デジタル化とオンラインアクセシビリティ：著作権保護対象資料
 - 孤児著作物指令のインパクトのモニタリング
 - アウト・オブ・コマース著作物のデジタル化を支える法的条件
 - 権利情報のデータベース
- 4. ヨーロッパナ
 - コンテンツの貢献の向上
 - 公的資金拠出の条件としてのヨーロッパナを通じたアクセシビリティ
 - ヨーロッパナにおけるパブリックドメインの傑作
 - 国家単位及び越境的アグリゲーター
 - ヨーロッパナ標準と永続的識別子の利用
 - 再利用のためのメタデータの自由化
 - 一般公衆におけるヨーロッパナの意識啓発
- 5. デジタル保存
 - 長期保存戦略とアクションプラン
 - 複数複製とマイグレーション
 - デジタル法定納本
 - 法定納本制度の共同アプローチ

EUデジタルアーカイブ政策の基本文書：2011年10月(2011/711/EU) 「欧州文化遺産の電子化と公開、保存に関する欧州委員会勧告」

- 7条：（各国は）次の手段により、Europeanaのさらなる発展に貢献する
 - (a)文化施設と同時に出版社やその他の権利者が電子化された資料をEuropeanaからアクセス可能とすることを促進することにより、Europeanaが2015年までに200万のサウンドやオーディオビジュアル作品を含む3,000万の電子化された資料に対する直接的なアクセスを提供することを支援すること（※2011年当時1,900万資料）
 - (b)公的資金による将来の全ての電子化プロジェクトについて、電子化された資料のEuropeanaを通じたアクセス可能性を条件付けること
 - (c)それら全てのパブリック・ドメインの名作について、2015年までにEuropeanaを通じたアクセス可能性を確保すること
 - (d)異なる領域のコンテンツをEuropeanaに届ける国家単位のアグリゲーターを創設・強化すると共に、規模の経済をもたらしうる、特定の領域やトピックに関する越境的なアグリゲーターに貢献すること
 - (e)欧州レベルでのデジタル化資料の相互互換性を実現するため、Europeanaと文化施設の協力によって定義された共通のデジタル化標準の利用と、同時に永続的識別子の体系的な利用を確保すること
 - (f)Europeanaのようなサービスや革新的なアプリケーションを通じた再利用を可能とするため、現存する文化施設が作成したメタデータ（デジタルオブジェクトの記述）の広範かつ自由な利用可能性を確保すること
 - (g)コンテンツを提供している文化機関と協力して、一般の人々、特に学校でのEuropeanaへの関心を高めるためのコミュニケーション計画を確立する

2012年：孤児著作物指令(2012/28/EU)成立

- 「ヨーロッパナなどの欧州デジタル図書館」の構築に重要な、文化遺産機関が保有する作品の大規模なデジタル化の促進を目的とする（前文1）
- 権利者の入念な調査（diligent search）を条件として、「加盟国で設立された公共のアクセスが可能な図書館、教育機関、ミュージアム、および文書館、フィルムまたはオーディオ遺産の保存機関、公共放送機関」が、公的任務を達成するための孤児著作物利用を規定
- 加盟国の孤児著作物状態の相互承認
- 事後に権利者が判明した場合には公正な補償金を支払う必要

→ただし、2011年勧告の定期評価レポート（2015-17期間、2019年公表）では、入念な調査がハードルとなり大規模デジタル化にはさほど貢献できておらず、アウト・オブ・コース作品利用の法的枠組への期待が示される

改めて本題：デジタル単一市場における著作権指令 (2019/790/EU、DSM著作権指令)

- 2019年4月成立、国内法化期限2021年6月
- いわゆるリンク税条項（15条）やフィルタリング条項（17条）が広く議論を呼んだが、教育やTDM、アーカイブ保存に関する権利制限（3-7条）等も含まれる
- 特に、第3章第1節「アウト・オブ・コマース著作物とその他の保護対象物の利用（8-11条）」では、加盟国に対し、文化遺産機関（公衆がアクセス可能な図書館、ミュージアム、文書館、フィルム・オーディオ遺産機関）が、所蔵するアウト・オブ・コマース著作物を非営利目的でオンライン利用可能とするための拡大集中許諾制度と、それが機能しない分野での権利制限規定の導入を義務付ける
 - この他14条では、パブリックドメインの視覚芸術作品が複製された後もパブリックドメインであることを確保する規定も導入

DSM著作権指令8条「文化遺産機関によるアウト・オブ・コマース著作物及びその他保護対象物の利用」

- 1項：加盟国は、文化遺産機関が、非営利目的で、その所蔵作品に含まれるアウト・オブ・コマース著作物を複製、頒布、公衆への伝達又は公衆に利用可能とするための、拡大集中許諾制度を導入する
- 2項：加盟国は、1項で示されたアウト・オブ・コマース著作物を、文化遺産機関が非営利目的で利用可能とするための、権利（情報社会指令2・3条で規定される複製権及び公衆への伝達又は公衆に利用可能とする権利等）の制限又は例外を定める
 - 権利者名表示と「非営利のウェブサイトで利用可能とされること」が条件
- 3項：2項は、1項の拡大集中許諾制度が機能しない種類の著作物にのみ適用される
- 4項：権利者は、いつでも容易かつ効果的に、1・2項の対象から自らの作品を除外できる
- 5項：合理的な努力の後、作品が通常の商品流通経路（customary channels of commerce）を通じて公に利用できないと誠実に推定できる場合、当該作品はアウト・オブ・コマースとみなされる。加盟国は当該作品を1・2項の対象とできるかに関して基準日（cut-of-date）等の要件を規定できる
- 6項：1項の拡大集中許諾ライセンスは文化遺産機関設置国の集中管理団体から受ける
- 7項：本条の対象は原則として加盟国で最初に発行・放送された作品のみ

DSM著作権指令アウト・オブ・コマース条項 関連規定

- 9条：越境的利用
 - 8条1項で与えられるライセンスは全加盟国の文化遺産機関が利用可能
 - 8条2項の権利制限に基づく利用は当該利用を行う文化遺産機関が設置された加盟国内のみで生じたものとみなす
- 10条：広報手段
 - 8条1・2項に基づくアウト・オブ・コマース著作物の利用に際しては、利用開始の少なくとも6週間前から、EU知的財産庁が運営するポータルに必要な情報を掲載する
 - 加盟国は、必要な場合には、追加的な広報手段を採る
- 11条：利害関係者の対話
 - 加盟国は、8条5項の特定の要求を規定する前に、各分野の権利者・集中管理団体・文化遺産機関の意見を聞く他、利用者団体や権利者団体の対話を促す

DSM著作権指令アウト・オブ・コマース条項 アウト・オブ・コマース著作物の定義

- 「通常の商業流通経路 (customary channels of commerce) を通じて公に入手できない」作品（≠日本法31条の「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」としての絶版等資料？）、加盟国は必要かつ合理的な範囲で基準日等の要件設定が可能
- アウト・オブ・コマース著作物にはポスター、リーフレット、トレンチジャーナル（第一次大戦中の軍隊同人誌）、アマチュア視聴覚作品等の「ネバー・イン・コマース (never-in-commerce)」作品が含まれること（前文37）、アウト・オブ・コマースの判断において中古店での利用可能性やライセンス取得の理論的可能性が考慮されない（前文38）
- 私見：アウト・オブ・コマースを日本語にするならば、「商業流通外」？

参考：トレンチジャーナル

RESEARCH

Posted on Wednesday January 20, 2016

Updated on Wednesday September 13, 2017

[Collections](#) [Academic Research](#) [trench-journals](#) [magazines](#) [1914-1918](#) [first-world-war](#) [italy](#) [Periodicals](#) [Italian](#) [World War 1914-1918](#) [Southern Europe](#) [1900-1945](#)

Italian trench journals from the WW1 period

Italian trench journals from the WW1 period. This collection gathers 905 issues of Italian trench journals such as "Il Grigio Verde", "La Trincea", "Gli Avenimenti", "L'eco Caricaturista", "La Scintilla Caricaturista" etc. Among which are illustrated and coloured journals such as "La Tradotta" with comic strips.

This collection gathers 905 issues of Italian trench journals such as "Il Grigio Verde", "La Trincea", "Gli Avenimenti", "L'eco Caricaturista", "La Scintilla Caricaturista" etc. Among which are illustrated and coloured journals such as "La Tradotta" with comic strips.

These trench journals through their wit and black humour, present a unique selection of wry, humorous and poignant submissions from the Italian soldiers. They contain poems, sketches, short stories, jokes, plays, letters, editorial cartoons, articles and a wider commentary on military and civilian life written and illustrated by the soldiers. Produced, mostly unofficially, by every type of unit engaged in the war, they are a reflection of their units and were principally distributed only to the members of the unit.

U zoekt op onze nieuwe en snellere website. [Bekijk deze zoekresultaten in de originele Europaana.](#)

Zoeken

Categorie ▾ Soort media ▾ Kan ik dit hergebruiken? ▾ Land van levering ▾ Meer filters

Resultaten: 636



La ghirba

Central Institute for the Union Catalogue of Italian Libraries



Il grigio verde

Central Institute for the Union Catalogue of Italian Libraries



La baionetta

Central Institute for the Union Catalogue of Italian Libraries



Il grigio verde

Central Institute for the Union Catalogue of Italian Libraries

Feedback

絶版 (out-of-print) と アウト・オブ・コマース (out-of-commerce)

- 1. アウト・オブ・コマース著作物とは何ですか？
- アウト・オブ・コマース作品とは、作者と出版社が通常の商品流通経路 (customary channels of commerce) を通じて新しい版を発行したり、複製を販売したりしないため、著作権で保護されているが、商業的に入手できない作品のことです。これまで、書籍などの著作物は「印刷中 (in-print)」または「絶版 (out-of-print)」と呼ばれていました。今日、電子的商品流通経路の出現により、「アウト・オブ・コマース」という用語が使用されています (電子出版では、電子形式でのみ入手可能な場合でも、書籍は「流通中 (in commerce)」になります)。

Memorandum of Understanding (MoU) on Key Principles on the Digitisation and Making Available of Out-of-Commerce Works – Frequently Asked Questions (MEMO/11/619 Brussels, 20 September 2011)
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/MEMO_11_619

DSM著作権指令アウト・オブ・コマース条項に至る若干の経緯（2010年以降の詳細）

- 2010年：欧州デジタルアジェンダで孤児著作物問題とアウト・オブ・コマース施策に言及
- 2011年9月：「アウト・オブ・コマース著作物のデジタル化と利用可能化の鍵原則に関する覚書 (MoU)」
 - 書籍・学術雑誌を対象に、図書館・出版社・著者・集中管理団体が署名、集中許諾制度等の大筋合意
- 2011年10月：「欧州文化遺産の電子化と公開、保存に関する欧州委員会勧告（2011/711/EU）」
 - 加盟国に対し、孤児著作物指令の迅速・正確な国内法化に加え、アウト・オブ・コマース作品の大規模デジタル化と越境アクセシビリティのための法的枠組整備を勧告
- 2012年10月：孤児著作物指令採択（国内法化期限：2014年10月）
- 2012年：フランス「20世紀の入手不可能な書籍の電子的利用に関する2012年3月1日の法律第2012-287号」に基づくReLIRE計画開始→2016年のEU司法裁 *Soulier* (C-301/1) 決定により挫折
- 2013年：ドイツ改正著作権等管理事業法成立
- 2019年4月：DSM著作権指令成立（国内法化期限：2021年6月）
- 2019年6月：2011年勧告の実施状況レポート（2015-17）公開
 - 孤児著作物指令は入念な調査がハードルになり大規模デジタル化にはさほど貢献できていない模様だが、2011年のMoU）及び2011年勧告に基づき、12加盟国でアウト・オブ・コマース作品の大規模デジタル化・公開に関する法的枠組を報告（DSM著作権指令8-11条による更なる進展への期待）

2011年MoUに基づく国内法実施例： ドイツ著作権等管理事業法（UrhWahrnG）2013年改正

- 以下を要件に、拡大集中許諾を可能とする規定を導入（51条）
 - 1966年1月以前に発行された、書籍・ジャーナル・新聞・雑誌その他言語の著作物のアウト・オブ・コマース（vergriffen）作品であること（※後述DSM著作権指令より限定的）
 - 公衆がアクセス可能な図書館、教育機関、ミュージアム、文書館、フィルム・オーディオ遺産機関の所蔵物であること
 - 非営利目的での複製・公衆への利用可能化であること
 - 52条が定める特許・商標庁（DPMA）の登録簿に登録されていること
 - 登録から6週間、権利者から異議が申し立てられないこと
- 同条に対応するライセンス料金
 - Works published up to 1920: 5 euros/work
 - Works published 1921–1945: 10 euros/work
 - Works published 1946-1965: 15 euros/work
 - + DPMA登録簿掲載費用1 euroを作品ごとにone-offでVG WORTに支払い
 - https://www.dnb.de/EN/Professionell/Services/VW-LiS/vwliis_node.html

参考：ドイツ著作権法におけるその他の アウト・オブ・コマース（絶版、vergriffen）規定

• 第60a条 授業及び教育

- (1) 教育施設において授業及び教育に関する説明を目的とする場合には、公表された著作物は、その15パーセントを上限として、商業を目的とせず、次の各号に掲げる者のために、複製し、頒布し、公衆提供し、及びその他の方法により公衆に再生することができる。（中略）
- (2) 第1項にもかかわらず、イラストレーション、同一の専門雑誌又は学術雑誌における個々の編集構成物、その他の著作物で小規模のもの及び絶版の著作物は、その全部を使用することができる。

• 第60c条 学術の研究

- (1) 非商業的な学術の研究を目的とする場合には、著作物は、その15パーセントを上限として、次の各号に掲げる者のために、複製し、頒布し、及び公衆提供することができる。（中略）
- (2) 固有の学術の研究のため、著作物は、その75パーセントを上限として、複製することができる。
- (3) 前2項にもかかわらず、イラストレーション、同一の専門雑誌又は学術雑誌における個々の編集構成物、その他の著作物で小規模のもの及び絶版の著作物は、その全部を使用することができる。

• 第60e条 図書館

- (4) 図書館は、その構内のターミナルにおいて、その所蔵に係る著作物を、その使用者に対し、その調査又は私的研究のために、提供することができる。図書館は、使用者に対し、ターミナルにおける複製として、1回につき、著作物の10パーセントを上限とする複製、並びに個々のイラストレーション、同一の専門雑誌又は学術雑誌における編集構成物、その他の著作物で小規模のもの及び絶版の著作物の複製で、非商業的な目的のために行うものを、可能にすることができる。

参考：米国著作権法「最終20年条項」

- 米国では1998年の著作権保護期間20年間延長と同時に、保護期間最終20年に入った「通常の商業的利用の対象」となっていない著作物については、図書館・文書館がデジタル形式を含めて複製・頒布・展示・実演できることを規定する108条(h)を導入
- 同項に基づき、2017年にInternet Archiveが“ソニー・ボノ記念コレクション”を開設

米国著作権法108条 (h) 項 (山本隆司訳、公益社団法人著作権情報センター)

(1) 本条において、発行著作物に対する著作権の保護期間の最後の20年間に、図書館または文書資料館（図書館または文書資料館として機能する非営利的教育機関を含む）が、相当な調査に基づいて第 (2) 節 (A) (B) および (C) に定める条件に該当しないと第一次的に判断した場合には、保存、学問または研究のために、かかる著作物またはその一部のコピーまたはレコードをファクシミリまたはデジタル形式にて複製、頒布、展示または実演することができる。

(2) 以下のいずれかの場合、複製、頒布、展示または実演は本条において認められない。

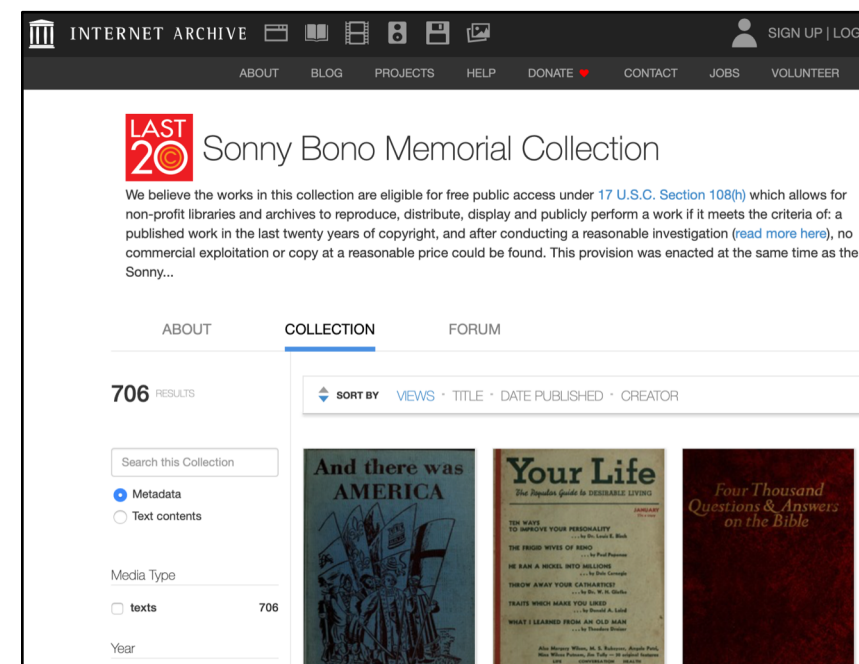
(A) 著作物が通常の商業的利用の対象である場合。

(B) 著作物のコピーまたはレコードが相当な金額で入手できる場合。

(C) 著作権者またはその代理人が、著作権局長が定める規則に従って、第 (A) 号または第 (B) 号に定める

条件が適用される旨の通知を行う場合。

(3) 本項に定める免除は、図書館または文書資料館以外の利用者による、以後の使用には適用されない。



<https://archive.org/details/last20>

欧州におけるその他のデジタルアーカイブ関連法制： 学術研究成果のオープンアクセス促進

- 公的支援を受けた研究成果のオープンアクセス化を進めるため、欧州委員会は2012年に「科学情報へのアクセスと保存に関する勧告（2012/417/EU）」を採択
 - 「公的資金による研究から得られた出版物のオープンアクセスが、可能な限り早く、望ましくは即時に、そしていかなる場合でも、出版日から6か月以内、社会科学および人文科学については12か月以内に行われる」よう、加盟国は努める（ensure）
 - →2018年の改正（2018/790）により、研究データに関する規定も追加
- ドイツ著作権法38条（2013年改正）
 - 「(4) 学術的な構成物で、少なくとも半分が公的資金の援助を受けた研究活動の範囲において生じ、かつ定期的に少なくとも年間2回発行される編集物において発行されるものの著作者は、その出版者又は刊行者に対し排他的使用権を許与した場合においても、最初の発行から12ヶ月を経過した後は、営利を目的としない限り、その構成物を、その受け入れられた原稿のバージョンにおいて公衆提供する権利を有する。最初の公表に関する出典は、これを表示するものとする。著作者の不利益においてこれと異なる合意は、無効とする。」
- この他少なくともオランダ（2015年）、フランス（2016年、研究法典のデジタル共和国法改正）、ベルギー（2018年）等でも同様の規定を導入済み

欧州におけるその他のデジタルアーカイブ関連法制： オープンデータ政策

- 2003年に成立したEUオープンデータ政策の基盤法制「公共セクター情報の再利用指令（PSI指令）」につき、2013年改正（2013/37/EU）により文化遺産機関（図書館、ミュージアム、文書館）を対象に追加
- 加盟国の公的機関が保有するドキュメントについて、営利・非営利での再利用を促すことを原則とし、再利用申請への一定期間内対応義務。再利用可能な情報は①対価は限界費用で、②透明な再利用条件で、③非差別に提供されなければならない、民間企業等との排他的契約は原則禁止
 - 文化遺産機関については対価制限は適用除外
 - 官民連携で行う文化資源のデジタル化に関しては、排他的契約は原則10年以内とし、その後は定期的なレビュー義務とする他、契約終了後に再利用可能とできるようにデジタルデータを受け取らなければならない

PSI指令→オープンデータ指令（2019/1024）による 主な改正内容（国内法化期限：2021年7月）

- 「高価値データセット」の分野指定
 - 「無料で、機会可読な形で、API及び適切な場合にはバルクダウンロードで」提供される高価値データセットを実施法令により指定
 - 分野は付属文書で「地理、地球観測・環境、気象、統計、企業・企業所有、モビリティ」を指定（委任法令により変更可能）
- 対価は原則無料とし、例外も厳格化
- 適用対象の更なる拡大
 - ユーティリティ・運輸分野の公共事業体（public undertakings）：透明な条件と非差別提供、排他契約制限が適用
 - 公的支援を受けた研究データ：レポジトリに既に公開されたデータが対象。加盟国は研究データの利用可能性を支援するオープンアクセスポリシーを採択する義務
 - 「オープン・バイ・デフォルト」原則、FAIR(findable, accessible, interoperable and re-usable)原則、`as open as possible, as closed as necessary`原則

我が国との若干の対比

- EU：ヨーロッパナ公開（2008）
 - 日本：文化遺産オンライン（2008）、NDL長尾構想（2008）、ジャパンサーチ正式公開（2020）
- EU：孤児著作物指令（2012）
 - 日本：裁定制度の搜索要件緩和（2016）、一部公的機関供託金不要化（2018）
- EU：アウト・オブ・コマースMoU（2011）、DSM著作権指令アウト・オブ・コマース条項（2019）
 - 日本：NDL31条3項絶版等資料図書館送信（2012）、更なる前進（2021？）
- EU：研究成果のオープンアクセス勧告（2012）とオープンデータ指令（2003, 2013, 2019）
 - 日本：JSTオープンアクセス方針（2013）、電子行政オープンデータ戦略（2012）